



一政府、障害者総合支援法案を閣議決定一各関係団体から改善求める声

▼去る3月13日、政府は現行の「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法案」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）を閣議決定しましたが、これまでの障害者自立支援法の廃止および新法施行ではなく、現行法の名称変更による「改正」とされました。どこで誰と生活するか選択の機会を確保するための「共生社会の実現」などを基本理念に盛り込んでいる点を柱とし、一部を除いて来年2013年4月1日の施行を目指すこととされたほか、サービスを受ける際に必要な「障害程度区分」の認定方法や支給決定のあり方については、法施行3年後をめどに見直す予定、とされました。また2014年4月からは、重度訪問介護サービスの対象を重度の知的・精神障害者にも広げることとされました。

一方で、現行の障害者自立支援法では利用者に定率負担（10%）を求める「応益負担」とした点に障害者から強い反発があり、各地で訴訟も起きていた経過を踏まえて民主党は同法廃止を公約とし、政権交代後も新法について検討を進めていました。民主党は、本法案決定前に「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」の構成員等への説明会を実施するなどして関係者に理解を求めていましたが、難病患者を障害福祉サービスの対象とする一方で、サービスの原則無料化は見送った点など、問題が残されていました。

これらの内容に対し、関係諸団体はそのHP上などで『自立支援法の廃止、障害者総合福祉法の制定は、民主党の政権交代時の公約であり、それゆえの障害者自立支援法違憲訴訟団との「基本合意」による和解。基本合意文書には「障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する」と確約しているにもかかわらず、障害者自立支援法の焼き直しにすぎない』という抗議文等を掲載することにより、国会審議を通じさらに改善するよう求める声が上がっています。（参考：朝日新聞／毎日新聞／福祉新聞／障害関係諸団体HP）

社会福祉法人会計基準の研修会 ～社会・援護局関係主管課長会議資料から～

▼本年3月末の、社会福祉法人会計基準関連の各種通知改正が予想されていますが、前号既報の通り、平成25年4月から一般市への所轄庁権限移譲等とも相まって、社会福祉法人会計基準の理解のための研修会等が、各地でこれからも多く実施されることが予想されます。

これは、社会福祉法人の現場職員のみならず、社会福祉法人に対して指導監督を行う側の所轄庁職員が社会福祉法人会計基準に対する理解を深めるためのものでもあり、去る3月1日に開催された社会・援護局の主管課長会議資料の中でも、積極的な研修参加を呼び掛ける文章が見られました。

（参考：厚労省HP、

社会・援護局関係主管課長会議資料）

- 7 社会福祉施設の運営等について
- (2) 社会福祉法人新会計基準について
- イ. 研修体制について

セーフティネット支援対策等事業費補助金において、今年度より「社会福祉法人会計基準（一元化）研修事業」を新設し、各都道府県・指定都市・中核市が所管の社会福祉法人の会計担当職員に対する研修を開催した場合、その開催経費を補助（補助率1/2）しており、平成24年度においても引き続き実施する予定である。

なお、自治体職員向けの研修については、例年5月から6月に国立保健医療科学院において行われる社会福祉法人指導監督研修の中で、社会福祉法人会計基準に関する研修を開催することを予定しているため、積極的な参加をお願いしたい。

「サービス付き高齢者向け住宅」とは

▼最近、本部へのご質問として多いものの一つに「サービス付き高齢者向け住宅」があります。これは平成23年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された、介護・医療と連携して高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。これに伴い、平成23年10月から国交省・厚労省の共管制度として都道府県・政令指定都市・中核市への登録制度が創設されました。

サービス付き高齢者向け住宅では、すべての入居者に対して安否確認・生活相談サービスを提供することが必要で、ケアの専門家（社会福祉法人などの法人や介護福祉士などの資格者がこれにあたります。）が少なくとも日中建物に常駐してこれらのサービスを提供します。他にも介護・医療・生活支援サービスの提供・連携の内容は様々なタイプのものがあり、公開される登録事項で知ることができます。

また本事業を社会福祉法人が行う場合には、定款上の「公益事業」として位置付けられ、建築費・改修費等に対する補助制度も設けられています。

介護保険法との関係については、「サービス付き高齢者向け住宅」のうち有料老人ホームの定義に該当するものは、有料老人ホームとして特定施設に該当し、介護保険法に定める特定施設入居者生活介護の指定対象となります。

この制度の詳細は「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」のサイトで公開されています。（参考：サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムHP）

<登録基準>

- | | |
|--------|--|
| 【住 宅】 | 床面積（原則25㎡以上）
便所・洗面設備等の設置
バリアフリー |
| 【サービス】 | サービスを提供すること
（少なくとも安否確認サービス・生活相談サービスを提供） |
| 【契 約】 | 高齢者の居住の安定が図られた契約であること
前払家賃等の返還ルール及び保全措置が講じられていること |